

住宅改造助成事業 [共用型]

ご利用の手引き

住み慣れた所で、出来るだけ長く暮らして頂く為に、分譲マンションの共用部分を対象としたバリアフリー改造を支援する制度になります

目次

1. 助成対象P.2
2. 対象となる分譲マンションP.2
3. 手続きを行える方P.2
4. 申請から完了までの期間P.2
5. 申請から助成までの流れP.3
6. 助成額P.4
7. 助成対象工事P.4
8. 助成対象工事についての注意事項P.5~7

助成制度のお問合せ・申請について

申請の手続きは直接窓口へご提出して下さい ※郵送での受付は行っておりません

担当窓口：西宮市役所 都市局 都市総括室 すまいづくり推進課

住所：西宮市六湛寺町8番28号(西宮市役所 第二庁舎11階)

電話番号：0798-35-3778

F A X：0798-36-3795

1. 助成対象

- 分譲マンションの管理組合

2. 対象となる分譲マンション

- 市内にある既存の分譲マンションの内、下記に該当するマンションを助成対象とします

建築確認申請を受理された時期	住戸数
(1) 平成5年 9月30日 以前	21戸以上
(2) 平成5年10月 1日 ~ 平成14年9月30日	21~50戸

補足事項

- 店舗など住宅以外の用途に使用している住戸は除きます
 - 1棟当たり21戸未満の場合は同一の管理組合が管理する複数棟の合計戸数が21戸以上となれば助成対象とします
 - 同一の管理組合が1棟21戸以上のマンションを複数棟管理している場合は棟ごとに申請を行う事が出来ます
- 以下のマンションは助成対象外となります
 - 1棟21戸未満のマンション
 - 過去に本制度を利用されたマンション（本助成の利用は1回限りです）
 - 本助成の利用以外に重複して他の助成事業を利用するマンション
 - 助成決定を受ける前に工事契約または着工を行ったマンション

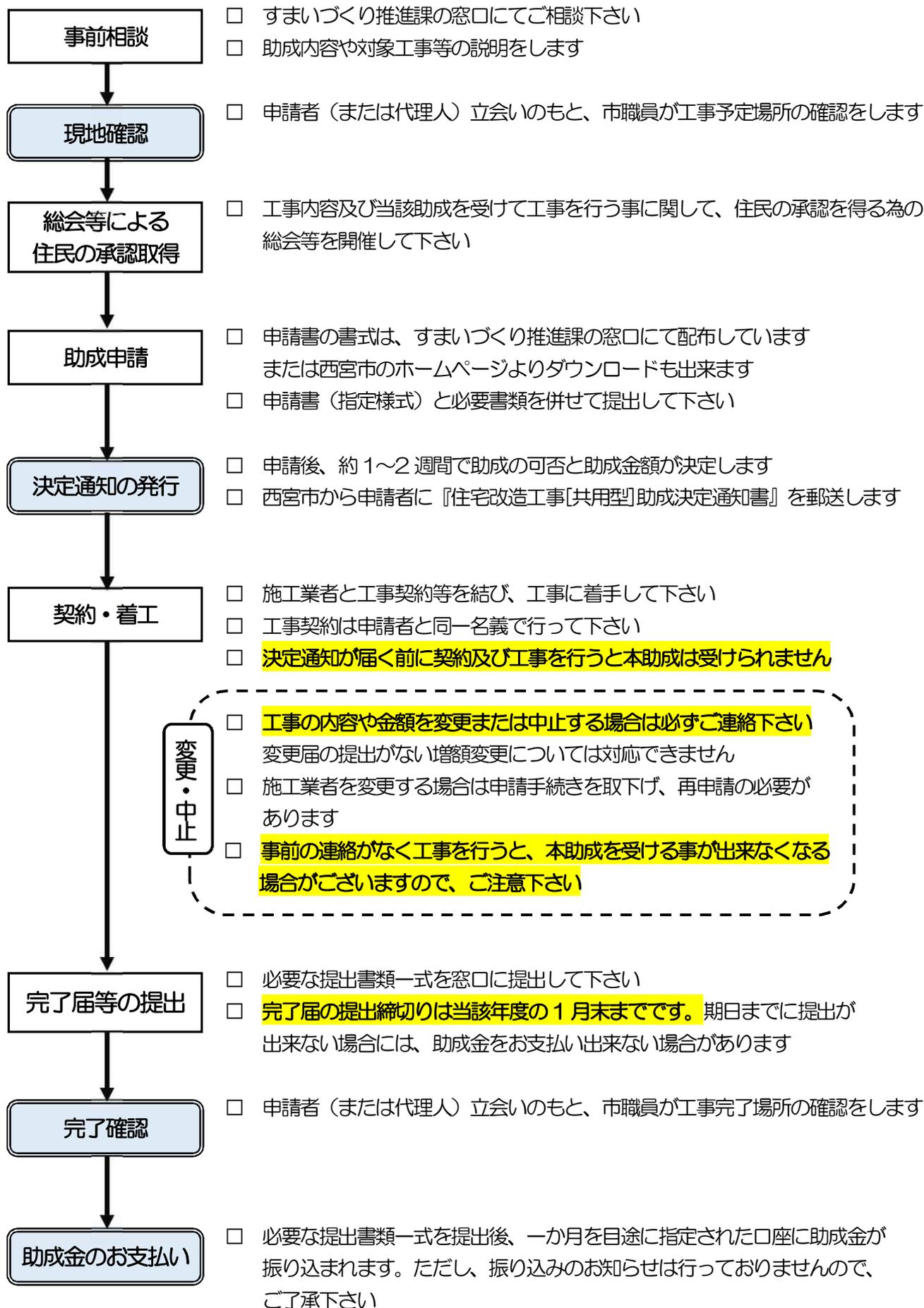
3. 手続きを行える方

- 管理組合の代表者または管理組合の区分所有者、施工業者のいずれかの方
 - 原則、申請者は管理組合の代表者です
 - 管理組合の代表者以外の方が手続きを行う場合は、別途『委任状[共用型]』が必要です

4. 申請から完了までの期間

- 申請期間は4月1日から11月30日まで または 予算が無くなり次第で終了します
- 完了届は当該年度の1月31日までに提出してください
 - ※1月31日までに完了届の提出がない場合は、助成金をお支払い出来なくなります
- 開始日または期日が閉庁日である場合は、翌日以降で直近の開庁日になります
- 受付の開始または終了の状況については、西宮市ホームページよりご確認ください

5. 申請から助成までの流れ



6. 助成額

- 助成額は下記に示す「助成対象となる工事費の合計」に応じた定額制（上限30万円）です
- 助成対象となる工事費は75,000円以上からになります
- 工事内容については「7. 助成対象工事」の「助成対象工事一覧表」をご確認下さい

助成額対応表（以下参照）

助成対象となる工事費の合計（税込）	助成額（税込）
75,000円以上～150,000円未満	40,000円
150,000円以上～300,000円未満	75,000円
300,000円以上～600,000円未満	150,000円
600,000円以上～900,000円未満	250,000円
900,000円以上	300,000円（上限）

7. 助成対象工事

- 『兵庫県の福祉のまちづくり条例整備基準』に適合した工事の内容が助成対象となります
- 助成対象工事以外の改造場所については、助成出来ません

助成対象工事一覧表（下記の改造箇所より1箇所以上ご希望の工事を選択の上、申請して下さい）

改造箇所	助成対象となる工事内容 ※必須の部分は必ず実施もしくは整備済みである事	
	必須	選択
外部出入口	必須	出入口の開口幅を確保するための工事（有効幅員80cm以上）
	選択	引き戸等への取り換え その他 高齢者等の利用の安全または利便性の向上に資するものの設置
敷地内通路	必須	傾斜路（スロープ）またはそれに類するモノの設置 傾斜路（スロープ）を設置した場合の手摺の設置
	選択	その他 高齢者等の利用の安全または利便性の向上に資するものの設置
床面	必須	ノンスリップ化
廊下等	必須	傾斜路（スロープ）またはそれに類するモノの設置 傾斜路（スロープ）を設置した場合の手摺の設置
	選択	その他 高齢者等の利用の安全または利便性の向上に資するものの設置
階段	必須	手摺の設置 蹴込板 及び 滑り止めの設置
	選択	その他 高齢者等の利用の安全または利便性の向上に資するものの設置

注）技術的な基準は原則として、兵庫県の福祉のまちづくり条例 施行規則（別表第3）の基準によります

※ 整備済みとは既に確保、または設置されている状態の事をいいます

※ 整備済みのモノを経年劣化や破損等を理由に新しく取り替える工事は、助成対象外になります

8. 助成対象工事についての注意事項

- 兵庫県の福祉のまちづくり条例 施工規則（別表第3）[第6条]の関連部分を抜粋しています
- 助成対象工事を行う箇所にある必須の部分は必ず実施もしくは整備済みとして下さい

A. 外部出入口

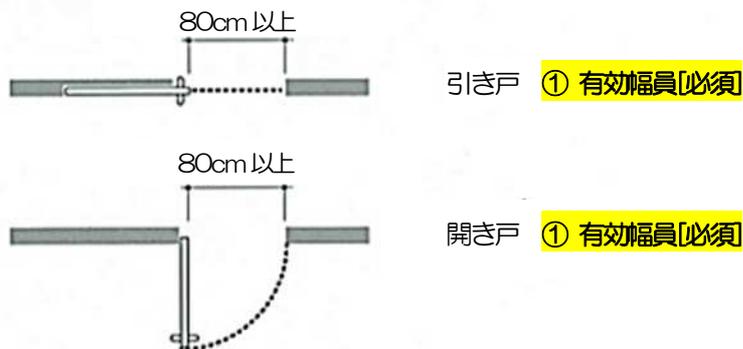
必須 ・1箇所以上を次に該当する外部出入口とする

① 有効幅員	80cm 以上
--------	---------

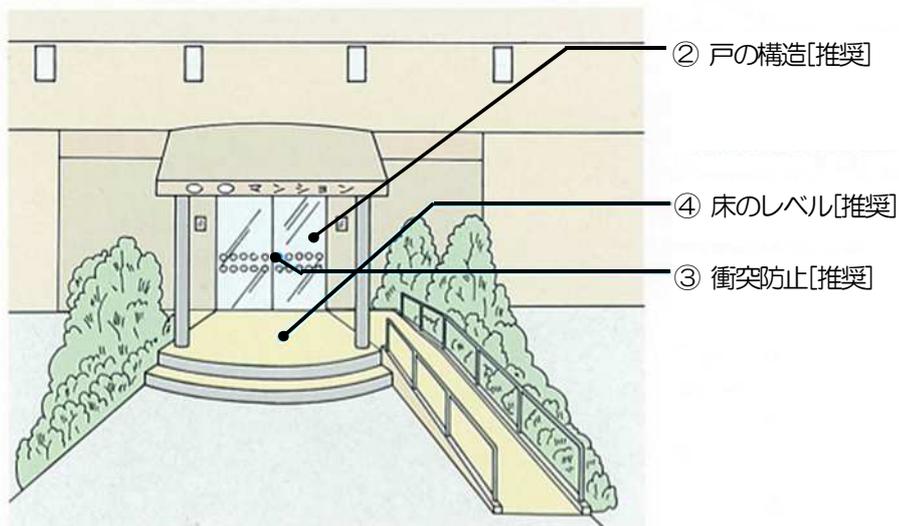
推奨 ・1箇所以上を次に該当する外部出入口として努める

② 戸の構造（戸を設ける場合）	自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造（自動扉または引き戸等）
③ 衝突防止（全面が透明の場合）	衝突防止の措置を講ずる（衝突防止シールの貼付け等）
④ 床のレベル（戸の前後）	高低差を設けない（段差のない床等）

(参考図)
扉の有効幅員



(参考図)
外部出入口



B. 敷地内通路

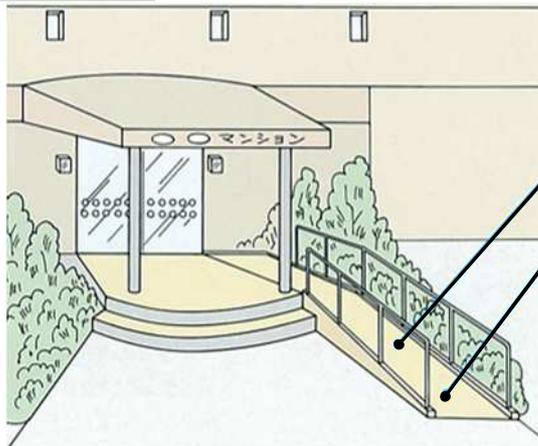
- 必須**
- 敷地の接する道路から外部出入口までの敷地内通路の1箇所以上を次のいずれにも該当させる
 - 路面に高低差がある場合にあっては、次のいずれにも該当する傾斜路（スロープ）を設置させる

① 有効幅員	120 cm以上（階段を併設する場合は90 cm以上）
② 勾配	1/12 を超えない（高さが16 cm以下の場合は1/8 を超えない）
③ 踊り場	高さ75 cm以内ごとに踏幅150 cm以上の踊り場を設置
④ 立ち上がりまたは側壁	勾配が1/20 を超え、かつ側面が壁でない場合は縁端部に5 cm以上の立ち上がり、または側壁を設置
⑤ 手摺	勾配が1/20 を超え、また高さが16 cmを超える場合は高さ75～85 cmまでの位置に握りやすい形状の手摺を設置
⑥ 表面の色彩	踊り場やスロープの前後部分との表面の色彩を識別しやすくする

- 推奨**
- 排水溝を設ける場合は表面が滑りにくく、車いすの車輪が落ち込まない溝蓋を設置するよう努める
 - 自動車用の通路と分離するよう努める

(参考図)

高低差がある場合の敷地内通路



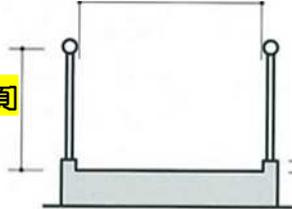
スロープを設置**必須**

⑥ 踊り場やスロープの前後部分との表面の色彩を識別しやすくする**必須**

スロープ断面図（短辺方向）

① 有効幅員 120 cm以上**必須** ※ 階段を併設する場合は90 cm以上**必須**

⑤ 高さ75～85 cmの位置に手摺**必須**



④ 5 cm以上の立ち上がり(または側壁)**必須**

スロープ断面図（長辺方向）

② 勾配は1/12 を超えない**必須** ※ 高さが16 cm以下の場合は1/8 を超えない**必須**



③ 高さ75 cm以内ごとに踏幅150 cm以上の踊り場**必須**

※敷地内通路における踊り場の設置は勾配1/20 を超えるものに限る

C. 床面（マンションの住人が利用しない部分は除く）

必須 ・滑りにくく仕上げる

D. 廊下等

必須 ・廊下に傾斜路（スロープ）がある場合は、次のいずれにも該当させる

① 床面に高低差がある場合	「B. 敷地内通路」に示した条件に該当する傾斜路を設置
② 柱及び曲がり角の出隅	隅切りまたは面取りを行う

E. 階段（マンションの住人が利用しない部分は除く）

必須 ・階段に手摺を設ける場合は、次のいずれにも該当させる

① 手摺	高さ 75～85 cm までの位置に握りやすい形状の手摺を設置
② 側板または立ち上がり （側面が壁でない場合）	側板または 5 cm 以上の立ち上りを設置
③ 蹴込板及びびり止め	必ず設ける
④ 踏面	蹴込板から著しく突出させない等、躓きの原因になるものを設けない 段を識別しやすくする

推奨 ・階段の両側に連続して手摺を設置するよう努める

